

2021 年 5 月 21 日

お客さま各位

ATMでのお引出しの一部制限について
(キャッシュカード等に関する特殊詐欺被害防止対策)

平素は格別お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取り、ATMから現金を引き出す「キャッシュカード詐欺盗」等の特殊詐欺被害が多発しております。

これらの状況を踏まえ、青森県内の2信用金庫（青い森信用金庫、東奥信用金庫）では、こうした被害を防止する対策として、下記のとおりATMでのお引き出しを一部制限させていただきます。

対象のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪から守るための取り組みとして、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上の個人および個人事業主のお客さま

(すでに、支払限度額変更届の手続きをされたお客さまは除きます。)

2. 利用制限の内容

当金庫のキャッシュカードならびに通帳によるATMでの1日あたりのお支払い限度額を30万円とさせていただきます。

3. 利用制限の開始日

2021年（令和3年）6月21日（月）

4. 利用制限解除のお手続き

利用制限の解除をご希望されるお客さまは、当金庫の営業時間内に「通帳またはキャッシュカード」、「お届印」、「ご本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳など）」をご持参のうえ、お近くの<青い森しんきん>窓口までお申し出ください。

以上